

室町期禁裏小番の制度と運営に関する覚書

坂井武尊

はじめに

禁裏小番とは、中世、公家廷臣が結番して禁裏に参勤宿直したことをいう。室町期に「小番」と称されるようになり、その制度は近世まで引き継がれた。

室町期禁裏小番についての主要な先行研究としては、明石治郎氏と家永遵嗣氏の論考が挙げられる。明石氏は禁裏小番の室町期における変遷と役割についての検討を通じて、戦国期以降の内々／外様小番への分化の過程を論じた⁽¹⁾。また家永氏は、義満期における禁裏小番創設の経緯を分析し、後光厳流と崇光流との皇位をめぐる緊張関係がその背景にあったことを指摘した⁽²⁾。

ただし、両氏の研究はともに禁裏小番制度の整理とは別の点に主たる関心を置いているため、細かな規則や運営体制を知るにあたってはやや難解な印象を受ける。そこで、本稿では主に番編制の沿革と運営

の実態について改めて整理し直すことで、室町期禁裏小番制度の簡潔かつ体系的な説明を目指したい。

一 番編制の沿革

まず、禁裏小番編制の変遷について整理しよう。番数の変更等を伴う大きな改編を画期として、以下七つの時期に区分して説明する。

① 永徳三年（一三八三）六月頃

禁裏小番は永徳三年の後小松天皇登極に際し、足利義満の主導によって創設された⁽³⁾。家永氏によれば、その背景には持明院統における崇光流・後光厳流の潜在的な対立があったという。現役のお公卿を含む廷臣全体を後小松天皇と直接的に結びつけることで、持明院統の分裂を後光厳流の継統という方向で収束させる狙いがあったと考えられる。

創設当時の禁裏小番は十番編成で、番衆は十日おき月三回の出仕が

求められた。権中納言中山親雅や左大臣義満など、現任の公卿も小番を勤仕した点にこの時期の特徴が認められる。⁽⁴⁾

② 応永二三年（一四一六）六月一日

義満晩年から義持初期における禁裏小番の実態は必ずしも明らかでないが、称光天皇即位後の応永二三年六月、禁裏小番の編制強化が確認される。これは、武勇を好み近臣に乱暴をはたらく称光天皇を「守護」するため、義持の厳密の申沙汰によって実施されたものであった。⁽⁵⁾ 明石氏はこの改編を特例的措置と見做しつつ、通常時の禁裏小番の運営は後小松院の管轄であったが、懈怠者の処罰なども含め義持も小番の運営に深く関与していたとする。

番編成は応永二三年においては依然として十番であったが、同三三年九月に七番へと縮小されている。⁽⁶⁾ 併せて懈怠者の処罰が厳命されていること、先立つ応永三〇年には仙洞小番（後述）が同じく十番から七番へと縮小されていたこと⁽⁷⁾を踏まえると、懈怠者の増加による出仕人数減少への対策として、番数を減らしひと番あたりの番衆の人数を増やす意図があったとも考えられる。なお、番数の変更を伴わない人員の編制替えは、禁裏・仙洞小番ともにこの間何度か実施されている。⁽⁸⁾

③ 正長元年（一四二八）八月頃

正長元年七月二〇日の称光天皇崩御、同二八日の後花園天皇踐祚を受け、禁裏小番改編の形跡が認められる。『薩戒記』によれば、記主の中山定親は応永年間を通じて仙洞小番を勤めていたが、正長元年八月六日より禁裏小番にも出仕するようになる。⁽⁹⁾ 禁裏・仙洞小番をどちらも勤めることは相当な負担であったと思われるが、この状態は次項

で述べる永享二年（一四三〇）の改編まで継続しており、室町殿義教―後花園天皇の支配体制が安定するまでの移行期的な臨時措置であったと考えられる。⁽¹⁰⁾

④ 永享二年四月二八日

後花園天皇の登極に際して、大嘗会国郡卜定が行われた永享二年四月二二日、禁裏・仙洞小番ともに五番編成へと改編される。⁽¹¹⁾ 後花園天皇は崇光流の伏見宮貞成親王の子であり、永徳期の禁裏小番創設時と同様に、後光厳流と崇光流との潜在的緊張関係を背景として小番制度が改編された点は注目に値する。義教は後花園天皇の大嘗会に際して、義満期の永徳度大嘗会の先例踏襲を標榜しており、禁裏小番の整備を義満先例の踏襲とみることも可能である。⁽¹²⁾

とはいえ、義教期に至っても勤番の懈怠は頻繁にあったらしく、永享三年四月には不参の際の対応に関する新法が定められている。⁽¹³⁾ また、同四年九月の義教の富士遊覧および同六年五月の兵庫下向に際しては、臨時番の設置や禁裏小番の精勤が特に厳命されている。⁽¹⁴⁾

⑤ 永享六年一月二一日

永享五年一〇月二〇日に後小松院が没したが、仙洞小番は一周忌まで残し置かれたのち、翌年一月に禁裏小番へと吸収合併された。⁽¹⁵⁾ 人数の倍増に伴い番編成は五番から十番へと拡大され、番衆はふたたび十日おき月三日の出仕体制となった。明石氏は、禁裏のみならずも堂上衆全体に及ぶ規模での小番出仕の維持が示されたこと、また、月単位の方式がこれ以降定着することから、永享六年の小番再編について「禁裏小番にとってのひとつの完成」と評価する。⁽¹⁶⁾

⑥ 嘉吉元年（一四四一）六月二十六日

嘉吉元年六月二十四日、義教は結城合戦の戦勝祝いとして招かれた赤松邸で謀殺された。いわゆる嘉吉の乱である。この前代未聞の珍事を受けて、翌二五日に禁裏小番の改編が行われ、十番編成から五番編成へと変更された。¹⁷これは旧一番が旧六番を、旧二番が旧七番を、という形で吸収合併であったため、ひと番あたりの人数は倍増した。廷臣たちの危機感も流石に高まったようで、この時期は前後の時期よりも欠勤者が比較的少ない傾向にある。

⑦ 嘉吉元年九月一日

八月に入ると、山名・細川を主力とする追討軍が赤松氏の本拠地である播磨国に攻め入り、京中の混乱は徐々に収束していった。治安の回復により、八月三〇日、禁裏小番は再び十番編成へと戻される。¹⁸各番の構成員は⑤期以前のものから大幅に改められた。

二 運営の実態

次に、番衆が具体的にいかなる形で出仕したのか、主に『建内記』の記述に拠りつつ確認したい。なお、禁裏小番制度の細則は『薩戒記』永享四年二月二三日条に詳しいが、これについては既に明石氏の解説があるため本稿では詳述しない。

まず日程であるが、十番編成の場合は月三度、五番編成の場合は月六度、禁裏小番を勤める。『建内記』の記主・万里小路時房が番頭を務めた第二番の事例でいえば、前者は毎月二のつく日（二日・一二

日・二二日）、後者は二と七のつく日（二日・七日・一二日・一七日・二二日・二七日）に出仕することとなる。

次にタイム・スケジュール。出仕は日中と夜間の二部構成となっており、日中はさらに「第一」（辰刻〜巳刻）・「第二」（午刻〜未刻）・「第三」（申刻〜酉刻）の三つに分かたれる。¹⁹原則として、各時間帯に二名の番衆が出仕する（前章⑥期は倍の四名）。誰がどの時間帯に出仕するかは、事前に番頭が分担を定め、自番の番衆（合番）に通知した。ただこれはあくまで原則であって、欠席者なく全員が予定通りに出仕することの方がまれであった。また、そのためか出仕の刻限に関わらず最初に出仕した者から順に「第一」「第二」「第三」と呼ぶ事例もみられる。²⁰候所は泉殿であった。²¹

番衆は自らに割り振られた日中の出仕を終えると、食事や他用の為に退出することが多いが、「第三」終了時すなわち酉刻の頃に帰参し、番衆全員で夜間の警固（宿直）を行った。暁鐘までの出仕が原則であったが、これも早々に退出してしまう番衆が相次ぎ、時房はたびたび不満を漏らしている。²²候所は、永享二・三年が泉殿と議定所、永享一一年は泉殿と和歌所、一二年以後は泉殿と鬼間で、前章⑥期のみ記録所も追加された。²³また、文安年間には「番衆所」なる呼称が確認され、先だって仙洞に設置されたものを参考にしようであるが、詳細は不明である。²⁴

このほかに、「早参」「残」と呼ばれる役割がある。「早参」は早朝出仕、「残」は居残りで、早朝に参内した「早参」の者は前日番の「残」の者から着到や御硯などの引継ぎを行った。²⁵これを「請取」という。こちらも月末に番頭が翌月分の分担を定める形で、「早参」を勤めた者が基本的にその日の「残」も担当した。定員は一名、ただし

前章⑥期は二名に増員されている（二のつく日は旧二番、七のつく日は旧七番から二名⁽²⁷⁾）。

なお明石氏は「早参」と「第二」を同一のものと理解しているが⁽²⁸⁾、「早参」を割り振られた人数は「第一」の半分であることから、「第一」担当者の一部がさらに早く出仕して請取を行ったとも考えられる。しかし、「第二」「第二」を併せて「早参」と呼ぶ事例もあり⁽²⁹⁾、このような場合には早朝の出仕がその他の時間帯に比べて負担が大きいことを強調する意図が垣間見える⁽³⁰⁾。いずれにせよ、同時代的にも定義の曖昧な用語であったことは否めない。

ところで、すでに縷々述べてきたように番衆の欠勤はほとんど日常茶飯事であったが、欠勤に際しては番代を立てることが求められた。他日の番衆と出仕を相博する場合や、殿上人たる子息を代わりに出仕させる場合がある。それも叶わないときには昇殿を許されていない家司（宿直）を派遣したが、この場合には地下での警固となり、番代とは見做されなかった。

欠勤の理由としては触穢や神事、体調不良、そして興味深いところで「計会」すなわち困窮が挙げられる。小番出仕に際しては直衣の着用が標準であったが、困窮のあまり満足な装束が用意できないというのである⁽³¹⁾。『建内記』には時房は他日の番衆と直衣や指貫の貸し借りを行う記事が散見され、また彼の合番であった西洞院時兼は「時服不⁽³²⁾合期⁽³³⁾計会」のため欠勤を重ね、最終的には小番を免じられるに至っている。禁裏小番の経済的負担は、番衆にとって決して無視できないものがあつたのである。

おわりに

最後に、本論で触れることのできなかった以下の二点について、簡単に確認しておきたい。

（一）番頭と番奉行について

『看聞日記』永享二年五月一三日条の掲げる禁裏・仙洞小番帳によれば、禁裏第一番から第五番までの番頭に任じられたのは、順に武者小路隆光・万里小路時房・西園寺公名・花山院持忠・西園寺実光の五名であった。実光を除く全員が従二位権大納言（実光は従二位権中納言）であつて、かつ臈次の高い順に第一番から配置されており⁽³⁴⁾、原則として小番衆全体⁽³⁵⁾のなかで上臈の五名が番頭を任じられたと考えられる。これは仙洞小番も同様である。

番頭は小番改編の通達を受けるとそれを合番衆に伝達し、小番の精勤を催す役目を負つたほか、「早参并候所次第切紙」を作成・配布して翌月分の出仕スケジュールの調整や夜間の候所の分配も行った⁽³⁶⁾。また、不参者から事前に報告を受け付け、着到に子細を記すのも番頭の役目⁽³⁷⁾であつた。

番頭の役割が合番との連絡・調整であつたのに対し、禁裏小番全体の調整役を担つたのが「番奉行」と呼ばれる存在である。番頭に小番改編を通達する奉書の奉者としては広橋兼郷・勤修寺経成などの名が見え、永享九年八月以降は中山定親が務められていることから、公武間申次を務める伝奏⁽³⁸⁾が番奉行の務めを担つたと考えられる。定親は番奉行として、困窮した西洞院時兼の小番脱退や、死亡した五条為清に替え

て子息為賢の小番加入を申沙汰する一方、一条兼良による町経清の小番推挙を却下しており、禁裏小番の運営に関して一定の権限を与えられていたことが分かる。

ただし明石氏は、「番奉行」という語の初見が文安元年まで下ると、永享年間には小番改編の通達しか活動所見がないことから、番奉行という職掌の成立を「嘉吉・文安の頃」とする。また、その背景としては、義教の横死による小番に対する武家の影響力低下や、嘉吉の乱・禁闕の変に伴う治安悪化のために、公家側が禁裏小番の積極的な運営に乗り出したことを想定している。

(二) 仙洞小番について

仙洞小番の創設に関する史料は残されていないが、おそらくは後小松院が称光天皇に譲位した応永一九年八月のことと思われる。仙洞小番の初見は『薩戒記』応永二六年七月二〇日条で、以後永享二年まで記主の中山定親が番衆を勤めたため同記に比較的記事が多い。番編成は応永二八年正月段階で十番、応永三〇年五月二八日に七番へと改編されたのち、永享二年に禁裏小番とともに五番編成となる。永享五年一〇月に後小松院が没したのち、一周忌を待って翌六年一月に禁裏小番へと吸収合併されたことは既に述べた。

永享二年の番帳によれば、各番の人数は四〜五名で、禁裏小番と比べてやや小規模かつ融通性の高い印象がある。また、五名の番頭のうち三名が前官である点も注目に値する。候所は弘御所で、出仕の装束は禁裏小番の直衣に対しこちらは布衣が一般的であった。早参はまれ、夜間の宿直も必須ではなく、請取の手続きも明確でないなど、禁裏小番よりも院の私的組織としての性格が強かったように思われる。

註

- (1) 明石治郎「室町期の禁裏小番―内々小番の成立に関して―」(東北史学会『歴史』七六、一九九一年)。以下、明石氏の見解は本論文に拠る。
- (2) 家永遵嗣「室町幕府と「武家伝奏」・禁裏小番」(『近世の天皇・朝廷研究大会成果報告集』五、二〇一三年)。以下、家永氏の見解は本論文に拠る。
- (3) 禁裏小番の初見史料は『吉田家日次記』永徳三年六月二日条とされる(小川剛生『足利義満 公武に君臨した室町將軍』中央公論新社、二〇一二年)。
- (4) 『吉田家日次記』永徳三年六月二日・二六日・七月一日条。
- (5) 『看聞日記』(以下、『看』) 応永三年六月八日・九日・一日条。
- (6) 『薩戒記』(以下、『薩』) 応永三年九月二八日条。
- (7) 『薩』 応永三〇年五月二八日条。大日本古記録は「可番」の校訂註として「十番」と付すが、記主の中山定親はその後七日おきに出仕しているから、七番編成になったと理解すべきであろう。ただし、同時期に改編された禁裏小番は十番編成のまま据え置かれた(『看』 応永三〇年六月二日条)。
- (8) 禁裏：『看』 応永二八年三月一日・同三〇年六月二日条。
仙洞：『薩』 応永二八年正月二九日・同三一年九月三日・同三三年正月一六日条。
- (9) 『薩』 正長元年八月六日条。
- (10) 『薩』 永享二年四月二〇日・二二日条。
- (11) 『薩』 永享二年四月二三日条、『看』 同年五月一日条。

(12) ただし、朝廷行事において義教は規範としての義満先例を前面に押し出しつつも、実際には義持の行動様式を継承していたとの指摘もある（石原比伊呂『室町時代の将軍家と天皇家』勉誠出版、二〇一五年）。

(13) 『薩』永享三年四月一九日条。

(14) 『看』永享四年九月二一日条、『満濟准后日記』永享四年九月八

日・同六年正月一九日条、『薩』永享六年五月二〇日条。

(15) 『薩』永享六年一月四日条、『看』同年一月二一日条。これに先立つ正月二〇日には、満濟が広橋兼郷に仙洞小番の吸収合併に関する義教の仰せを伝えており、改編が義教の主導で行われたことが分かる（『満濟准后日記』同日条）。

(16) 明石氏は出仕の日程に関して、「永享二年の改編以後は、（中略）ひと月単位ではなく連続的な形態に変わっていた」とするが、ひと月単位での出仕が崩れたのは七番への編制替えによって十日おきから七日おきへと変更された応永三三年九月以降とみるべきである。

(17) 『建内記』（以下、『建』）嘉吉元年六月二五日条。

(18) 『建』嘉吉元年八月三〇日条。

(19) 『建』嘉吉元年八月記紙背文書。所属番を示す「第n番」と、出仕の時間帯を示す「第n」とを混同しないよう注意が必要である。

(20) 『建』嘉吉三年二月二日条。

(21) 『建』嘉吉元年三月二二日・同三年二月二二日条。

(22) 『建』嘉吉元年八月二三日・同閏九月二二日条など。

(23) 泉殿は小御所の北、記録所は小御所の南に位置し、鬼問と議定

所は清涼殿にあった（『康富記』嘉吉三年九月二三日条、「福照院関白記」内裏図（『大日本史料』第七編之五所収）。また、小御所は永享年間に、一時的に和歌所とされていた（『建』永享一年六月二二日・二八日条）。総じて清涼殿と小御所が警固対象であったといえよう。

(24) 『建』文安元年六月二二日条。

(25) 『建』文安元年二月二日条。着到の具体的な書様は『建』嘉吉元年十月記紙背文書を参照。

(26) 『建』永享二年正月二日条。

(27) 『建』嘉吉元年七月二七日条。なお、時房は⑤期以来自らが所属していた旧二番を「自番」、⑥期に合併した旧七番を「副番」と呼んでいる（『建』嘉吉元年七月二二日条）。

(28) 明石氏は「第一と早参を同義に用いており、明確に言い換えがなされている事例」として『建』嘉吉元年三月二二日条（「第一益長朝臣可早参」）を挙げるが、「第一」の東坊城益長が「早参」も兼務するとの解釈も可能であり、「明確な言い換え」と見做せるか疑問が残る。一方で、『建』嘉吉三年五月二日条では「早参・第二」との表現が見られ、「第一」が「早参」に包含されている。実際に、早参を勤めた者はほぼ確実に第一も勤めていた（『建』永享一年二月二二日条には「第二之早参」との表現が見える）。

(30) 『建』嘉吉三年五月二日条では、所労による長期不参から復帰した四条隆盛に対して時房が「早参・第二同堪忍」の旨を示している。

(31) 『薩』応永三三年九月二八日条・『建』嘉吉二年四月三〇日条な

ど。前者に関しては、義持が番衆の早退を戒めた際、夜間は「不可思議之躰」での参勤が可能だが、「白昼出仕尤難治」と困窮の者が多く故障を申したとあり、あるいはこうした問題に対処するため、請取の人員を一名に限定する「早参」「残」の制度が創られた可能性もあろう。

付記) 本稿は東京大学大学院の中世史ゼミにて『建内記』を講読する

際に交わされた議論をもとに、筆者が若干の私見を加えて論文化したものである。御指導を賜った榎原雅治先生およびゼミ参加者の皆様に、この場を借りて心より御礼申し上げます。

- (32) 『建』嘉吉元年二月記・同二年四月記紙背文書など。
- (33) 『建』嘉吉三年三月二日・同二〇日・文安元年二月二日条。
- (34) 『公卿補任』。
- (35) 大臣に昇ると小番の勤仕を免除されることから(『薩戒記目録』永享一〇年九月一〇日条)、小番のメンバーは羽林家・名家・半家出身者が中心であったが、西園寺家・花山院家など一部の清華家からも選出された(『看』永享四年九月二一日条)。
- (36) 『建』永享一二年六月一日条、同一二年正月二日条。なお、夜の候所は籤で決める場合もあった(『建』永享二年一〇月一日・一二月一日条)。
- (37) 『薩』永享三年四月一九日・同四年正月二二日条、『建』嘉吉元年閏九月二二日・文安元年四月二日条など。
- (38) 家永前掲論文。
- (39) 『建』嘉吉三年二月二二日条。
- (40) 『建』文安四年一月八日条。
- (41) 一番から、清閑寺家俊(正二位前権大納言)、三条西公保(従二位権大納言)、園基秀(正二位前権中納言)、町藤光(正三位前権中納言)、日野西盛光(正三位権中納言)(『公卿補任』)。
- (42) 『薩』応永三一年九月三日条。